

「酒類の公正な取引に関する基準」に違反するおそれがあるとして  
「厳重指導」を行った事例

指導事例 1 【東京国税局】	
業 態	小売業（スーパーマーケット）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	販売管理費の費用配賦について、事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法を採用せず、総販売原価を低く算出していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 2 【高松国税局】	
業 態	小売業（スーパーマーケット）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	仕入価格や販売管理費を考慮することなく、周辺の競合店の店頭価格を参考に販売価格を設定していた。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 3 【福岡国税局】	
業 態	小売業（ディスカウントストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	仕入価格や販売管理費を考慮することなく、競合店の販売価格を基準に本部一括で店頭価格を設定していた。 また、酒類販売に係る販売管理費率を算定しておらず、費用配賦等が行われていなかった。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。

指導事例 4 【福岡国税局】	
業 態	小売業（ディスカウントストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品、清酒及び焼酎を総販売原価割れ販売していた。
違反原因	仕入価格や販売管理費を考慮することなく、競合店の販売価格を基準に本部一括で店頭価格を設定していた。 また、酒類販売に係る販売管理費率を算定しておらず、費用配賦等が行われていなかった。
処分等	今後、同様の行為を継続した場合、基準違反となるおそれがあることから、指針に基づく厳重指導を行った。